

所得税の源泉徴収漏れに伴う延滞税・不納付加算税の発生について

1 概要

本市が、個人事業主に対して委託料等を支払う際、所得税の源泉徴収対象となる報酬・料金であるにもかかわらず、源泉徴収事務が適切に行われていない事案が判明した。

このため、全庁的に源泉徴収事務の自己点検を実施したところ、上記事案を含め、次のとおり源泉徴収漏れが確認された。

これに伴い、延滞税および不納付加算税が発生することとなった。

2 源泉徴収不足額及び延滞税・不納付加算税（令和8年2月18日現在）

（点検対象：令和3年2月1日以降支出分）

源泉徴収漏れ件数	源泉徴収不足額	延滞税※	不納付加算税※
52件	2,284,731円	約199,000円	約95,000円

※納税通知が未達のものもあることから、試算額も含む。

3 延滞税及び不納付加算税について

区分	内容	法的性質	根拠
延滞税	税金の支払いが遅れた日数に応じてかかる利息	法定金銭負担	国税通則法
不納付加算税	源泉徴収すべき所得税を期限までに納めなかったことに対する附帯税	制裁的金銭負担	国税通則法

4 対応方針

- (1) 源泉徴収漏れにより、納付が完了していない所得税を市が税務署に支払いを行う。
- (2) 支払時に所得税を源泉徴収していなかった相手方に事案の経緯を説明するとともに謝罪し、所得税源泉徴収相当額を返還していただくよう説明する。
- (3) 既に確定申告を行っている相手方に、確定申告（修正・更正の請求）の手続きを行っていただくよう説明する。
- (4) 広島国税局から延滞税及び不納付加算税の請求を受けた場合は、納期限までに支払いを行う。

5 発生した要因

- (1) 土地家屋調査士、弁護士等からの請求者名が「事務所」であったことから、源泉徴収の必要の無い法人と誤って判断したこと。
- (2) 報償費、旅費、役務費、委託料、負担金の予算科目で支出を行う場合において、源泉所得税の徴収対象である「報酬・料金」と認識していなかったこと。

6 再発防止策

- (1) 個人事業主への支払時の源泉徴収を徹底するとともに、源泉徴収に疑義が生じた場合の税務署への確認の徹底
- (2) 会計事務の手引きや審査時の確認ポイントの見直し
- (3) 職員研修による、源泉徴収制度に対する理解の徹底
- (4) 財務会計や契約に関するシステムなどによる機械的なチェックの導入の検討